

都教学第1167号  
令和3年7月16日

都城市立小・中学校  
保護者様

都城市教育委員会教育長

「学校閉庁期間」の設定について（お知らせ）

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本市の教育活動に御理解、御支援を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本市では、学校の教職員の働き方改革の一環として、8月に「学校閉庁期間」を設定しており、本年度は、下記のとおりといたします。

本趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

記

## 1 目的

「学校閉庁期間」を設定することにより、教職員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、本校の学校教育の質の維持向上を図ります。

## 2 学校閉庁期間

令和3年8月10日（火）から16日（月）まで

## 3 「学校閉庁期間」の対応について

- 学校を休業日とし、教職員は出勤しないことを原則としています。
- 部活動は、原則、休養日とします。
- 体育施設の開放及び放課後児童クラブは、通常どおり実施します。
- 学校や職員への連絡については通常の休日と同じ対応とします。また、市教育委員会学校教育課でも対応いたしますので、必要の際は下記まで御連絡ください。お子さんの事故や事件、新型コロナウイルス等の連絡も受け付けます。

都城市教育委員会 学校教育課 電話 0986-23-9544（直通）

**※ 明道小学校では、学校閉庁期間中も留守番電話対応を行います。管理職が不定期に録音内容を確認します。交通事故、新型コロナウイルス感染等の「緊急案件」については、夜分であっても折り返し電話をおかけする場合があります。【明道小：22-4297】**

（文書取扱 都城市教育委員会学校教育課 教育指導担当）